

「歩道橋」のネーミングライツに関する質問と回答

R7.3.25更新

質問日	質問	回答	箇所	備考
R7.3.21	(様式1別紙)「命名権者のメリット付与に係る希望」にはどのような事項を記入すれば良いかご教示ください。	例えば、「〇〇への周知を希望します。」など、何か希望があれば記載してください。希望がない場合は記載不要です。なお、内容により希望に添えない場合もございますので予めご承知おきください。	様式1別紙	
R7.3.21	県が希望する命名権の希望金額は20万円以上/年となっていますが、金額については、県が希望する金額以上の額を希望者側から提示し、その提示金額も交渉権の審査項目になるという事でしょうか。	お見込みのとおり、提示いただいた金額は募集締切後に優先交渉権者を選定する選定委員会の審査項目の一つになります。	募集要項	
R7.3.21	商標登録のないロゴを使用する際は、書類の添付が不要でよいかご教示ください。	商標登録のないロゴは表示できません。		
R7.3.21	「会社概要及び直近の会計年度の事業計画書」とは、具体的に何を指すかご教示ください。	会社概要や事業計画等がわかる、会社案内パンフレット及び役員会等で承認されている事業計画書等を想定しています(様式は問いません)。	提出書類 会社概要及び直近の 会計年度の事業計画書	
R7.3.21	ネーミングに関する文字数やロゴ、フォント等に関する具体的な決まりがありましたらご教示ください。	文字数について、制限はありませんが、最大20cm角で一行で表示、一面当たり5㎡以内です。ロゴについて、権利を有する商標登録があることが必要です。フォントについて、歩道橋全体のバランス(施設の正式名称等とのバランス)を損なわないものとする必要があります。詳細は、別紙3をご確認ください。なお、ご提案いただいた表示内容についても別紙3「4愛称表示の条件(6)」により、屋外広告物条例や交通管理者との協議等により、デザインの変更を求める場合がございますので予めご承知おきください。	別紙3	